

事業評価書 (事前 ・ 事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり	
担当部局・課	主管部局・課	医政局指導課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1	地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること
	III	救急・災害医療体制の整備を図ること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規)・一部新規)				
<p>小児科・産科における医療資源の有効活用を図り、医療連携を図った拠点病院の創設を促進し、地域住民に対する適切な医療の提供を行うため、以下の事業を行う。</p> <p>1. 小児科・産科連携病院等病床削減促進事業</p> <p>小児科・産科において、医療連携を図った拠点病院づくりを行う地域を対象に、連携強化病院へ一定の機能を移転する連携病院が、小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更 (他科病床、他の診療機能等) などを行う場合に、その支援を図るための運営費補助を行う。</p> <p>※「連携強化病院」とは、診療機能を集約化・重点化した小児医療又は産科医療を担う病院</p> <p>※「連携病院」とは、連携強化病院へ必要に応じて一定の機能を移転し、連携体制を構築する病院</p> <p>2. 小児科医師等確保事業</p> <p>小児科等において、医療連携を図った拠点病院づくりを行ってもなお、地域における小児科医等の確保が困難な地域等を対象に、医師派遣を実施した場合に補助を行う。</p>				
予算概算要求額				(単位:百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	2,980

(3) 問題分析

①現状分析

病院への小児科医・産科医の広く薄い配置などから、医師の勤務環境の悪化や医療安全上の問題、さらには、医療紛争に関する懸念から産科を回避する医師の傾向など、小児救急医療・産科医療の確保が大きな課題となっており、早急な対応が求められている。

②問題点

病院の小児科に軽症患者が受診する事例が増大している中、小児医療を提供する病院においては、少人数での診療体制のため小児科医師への負担が過重になるなど、小児科の診療体制の維持が困難となっている状況がある。

また、産科においても同様に病院勤務医の過重労働、医療安全上の問題や医療紛争に関する懸念から産科を回避する医師の傾向等も問題となっている。

③問題分析

小児科・産科の医師の偏在が問題となる地域においては、医師の勤務環境の改善及び医療の安全性の確保のため、医療連携を強化する拠点病院づくりの推進が必要である。

④事業の必要性

上記の問題点を考慮し、また、拠点病院づくりをより一層進展させていくためには、当該事業による経営的側面からの支援及び医療提供体制面からの支援が必要である。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期		平成19年度				
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
小児科・産科における 休日夜間等の診療体制 を常時整えている医療 圏数						
(説明) 医療提供の枠組みは医療圏を単位としており、その増加数は充実度合いを計るうえでの指標となる。		(モニタリングの方法) 毎年度行う小児救急医療体制の取組状況調査。				
参考指標 (過去数年度の推移を含む)		H13	H14	H15	H16	H17
(説明)		(モニタリングの方法)				

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="radio"/> 有 無 その他
(理由) 小児科・産科医師の偏在問題は、全国的な問題となっており、国・地方自治体の行政機関が主体的に取り組まなければ解決が困難な問題である。	
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="radio"/> 有 無 その他
(理由) 主に都道府県が主体となって取り組む課題ではあるが、その必要性は全国的にも高い。地域における取組だけでは困難な問題が存在するため、財政面からも国が支援していく必要がある。	
民営化や外部委託の可否	可 <input checked="" type="radio"/> 否
(理由) 民間の医療機関の取組に係る費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。	
緊要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無
(理由) 小児科医・産科医の偏在により生じる過酷な勤務状況の改善と医療の安全性の確保は、良質な医療を継続的に提供するために早急に取り組むべき課題である。	

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
小児科・産科の集約化・重点化が進むことにより、小児科医・産科医の偏在による問題の解決が図られ、適切な小児科・産科の医療提供体制の構築が図られる。
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
医療資源の集約化・重点化を推進することで、小児科医・産科医の過酷な勤務状況の改善と医療の安全性の確保が図られる。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
なし。

(3) 効率性

手段の適正性	
国の施策として打ち出した集約化・重点化の方策に対し、その推進を図るために必要な経費であり、集約化・重点化による地域医療確保の更なる強化を図るための補助事業であるため、適正な手段である。	
費用と効果の関係に関する評価	
推進すべき施策と、実行する際に必要となる経費への補助であるため、当該事業を実施することにより、施策目的に対する高い効果が期待できる。 病床削減に伴う1床あたりの収入減少額、医師の派遣に必要とされる経費についての最小限の費用投入を行うことで、小児科・産科における集約化・重点化の推進と医療提供体制の強化が図られる。	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無
(有の場合の整理の考え方)	

病床の削減に伴う損失補填に関する事業については、総務省が自治体立病院を対象に5年間程度を目途に、普通交付税措置を行う制度を設けているが、厚生労働省においてはその他の民間医療機関を対象とする予定であり、重複はない。

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（案）が可決された際の付帯決議（閣法第38号（平成18年6月13日 参議院厚生労働委員会））において、小児科・産科医療等の集約化・重点化の促進が明記されている。

⑤会計検査院による指摘

なし。